

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること
--------------	--

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1 2	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること
施策目標	1 2 - 1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること
個別目標	1	地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること
(主な事務事業) ・保健師中央研修 ・地域指導者専門技術等研修		
施策の概要（目的・根拠法令等） 1. 目的等 地域住民の健康の保持・増進や安心して暮らせる保健医療体制の確保を図るため、保健師など専門技術職員の確保や地域の健康問題に的確に対応できるよう研修等を開催し、地域保健従事者の資質の向上を図る。 2. 根拠法令等 ○地域保健法第3条（昭和22年法律101号） ○地域保健法施行令第5条		
主管部局・課室	健康局総務課保健指導室	
関係部局・課室		

2. 現状分析

人口の少子・高齢化や生活様式の変化等が急速に進行する中で、生活習慣病予防や健康づくりのほか、介護予防、児童虐待予防や発達障害施策に資する母子保健活動、精神障害者等の障害者対策の充実等も重要な保健活動の課題となっており、これらの活動を地域において総合的に展開する必要がある。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	保健師未設置又は1人設置市町村数（単位：市町村数） （0ヶ所/平成23年度）	116	119	73	47	集計中
2	保健所等における専門職の人数 （単位：人数） （一） ※「保健所等における専門職」とは、医師、保健師、管理栄養士等。	61,116	61,063	57,023	57,170	集計中

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標 1 及び 2 は、地域保健・老人保健事業報告(大臣官房統計情報部調べ)による。
- ・ 平成 1 8 年度の数值は現在集計中であり、平成 2 0 年 3 月に公表予定である。

施策目標の評価

保健師未設置又は 1 人設置市町村は年々解消してきている等、保健師等の専門職の計画的な動員により地域保健従事者の確保が進展していると評価できる。また、研修等により地域保健従事者の人材育成が進んでおり、地域住民の健康の保持、増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保が着実に図られていると評価できる。

引き続き地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図るため、これらの取組みを進めることが重要である。

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1						
地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
1	保健師未設置又は1人設置市町村数(単位:市町村数) (0ヶ所/平成23年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	116	119	73	47	集計中
2	保健所等における専門職の人数 (単位:人数) (一) ※施策目標に係る指標2と同じ。	61,116	61,063	57,023	57,170	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトプット指標1及び2は、地域保健・老人保健事業報告(大臣官房統計情報部調べ)による。 ・ 平成18年度の数値が現在集計中であり、平成20年3月に公表予定である。 						
参考指標						
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
1	保健師中央研修受講者数	166	163	161	168	165
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考指標1は、健康局総務課保健指導室調べによる。 						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>保健師未設置又は1人設置市町村は、地方交付税措置における保健師の増員等により年々解消してきており、地域保健従事者の人材確保が図られていると評価できる。</p> <p>また、保健所等における専門職の人数については、保健所の統廃合等により減少してきているものの、保健師中央研修受講者数は毎年160人程度の実績があり、保健師等の研修への計画的な動員により地域保健従事者の人材育成が着実に進んでいると評価できる。引き続き市町村保健活動体制強化費等を活用し、地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保を推進する必要がある。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 市町村保健活動体制強化事業						
平成18年度 : 1.7百万円(補助割合:[国 /][/][/])						
予 算 額 : 一般会計 、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省 、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 生活習慣病予防や児童虐待の予防の新たな健康課題に対し、保健師中央研修や地域指導者専門技術研修などにより、的確に対応できる保健活動の体制強化を図る。						
事務事業名 : 保健師中央研修						
平成18年度 : 1.2百万円(補助割合:[国 /][/][/])						
予 算 額 : 一般会計 、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省 、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 地方自治体において指導的立場にある保健師が、厚生労働行政の動向や地域保健活動に必要な知識・技術を習得することにより、地域保健対策に関する企画立案能力及び保健指導の実践能力の向上に資するものである。						
事務事業名 : 地域指導者専門技術等研修						
平成18年度 : 0.4百万円(補助割合:[国 /][/][/])						
予 算 額 : 一般会計 、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省 、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 生活習慣病予防における効果的・効率的な保健指導を実施するため、標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)を踏まえた、生活習慣病対策全体を効果的に推進できる指導者等の人材を育成するものである。						

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他 ()
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
なし
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし
- ④会計検査院による指摘
なし
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし